

議案第86号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター一定款の一部変更について

次のとおり地方独立行政法人鳥取県産業技術センター一定款の一部を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター一定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改める。

変 更 後	変 更 前
(役員の任期) 第10条 略	(役員の任期) 第10条 略

2 略

3 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

4 略

2 略

3 監事の任期は、2年とする。

4 略

附 則

(施行期日)

1 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この定款の変更の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事の任期を含む。）については、変更後の地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の第10条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。